

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第557号)

平成20年9月16日

横 情 審 答 申 第 557 号

平 成 20 年 9 月 16 日

横浜市長 中 田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ
く諮問について（答申）

平成20年5月21日まち建審第86号による次の諮問について、別紙のとおり答申しま
す。

「建築確認申請書類の異議申立書（平成9年6月18日付）、建築確認申請書類
の異議申立書に対する陳情書（平成10年3月4日付）及び上申書（平成10年3月
9日付及び平成10年11月5日付）」の非開示決定に対する異議申立てについての
諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「建築確認申請書類の異議申立書（平成9年6月18日付）、建築確認申請書類の異議申立書に対する陳情書（平成10年3月4日付）及び上申書（平成10年3月9日付及び平成10年11月5日付）」を特定し、非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「別添文書（要望書）において、鶴見区建築主事が「又、平成6年5月に特定個人Aより確認申請のあった旧特定個人B跡地については、異議の申し立てがあり、調査の結果、当該土地の所有関係及び建築基準法から建て替えはできない。」と記載しているが、その要望書を作成するにあたって調査した関係文書の内部文書一式の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成20年2月28日付で行った「建築確認申請書類の異議申立書（平成9年6月18日付）、建築確認申請書類の異議申立書に対する陳情書（平成10年3月4日付）及び上申書（平成10年3月9日付及び平成10年11月5日付）」（以下「本件申立文書」という。）の非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号に該当するため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 本件申立文書については、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当し、非開示とした。
- (2) 開示請求書の記載から本件請求の対象行政文書は、平成10年11月17日付要望書（以下「要望書」という。）を作成するに当たって本市が調査・検討した内容が記載された文書若しくは調査・検討の過程で本市が取得した文書であると考え、本件申立文書を特定した。要望書の作成者である平成10年当時の鶴見区建築主事（以下「建築主事」という。）は本市を退職しており、引継ぎを受けた書類にも上記の文書は残っていない。したがって、本件請求の対象行政文書は、本件申立文書以外については廃棄済み若しくは作成しておらず、保有していない。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分の取消しを求める。
- (2) 本件請求に対して実施機関から送付されてきた非開示決定通知書の「根拠規定を適用する理由」において、「個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため」という理由で非開示になっているが、その非開示理由は市関係当局の責任を回避した虚偽の理由であることが次の理由から明白である。
- (3) 要望書を作成するにあたって建築主事は、関係者に事実関係を質し、調査検討した結果、要望書に別添 1～別添 3 の文書が添付されているが、それらの文書は「特定個人からの異議申立書、上申書」には、該当しないことから、非開示決定の理由は虚偽の理由であることが明白である。
- (4) 申立人が情報公開請求を行った行政文書は、建築主事が要望書を作成するにあたって馬場七丁目の特定地番の土地の建築確認についての事実関係を関係者から質し、調査検討を行った内部文書の開示請求であるので非開示決定の理由は虚偽の理由であると言わざるを得ない。

仮に、申立人が開示請求している内部文書が存在しないのであれば、市当局が証拠隠滅を行うために破棄したものとよわざるを得ない。

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

本件申立文書は、建築主事が申立人から取得したと推測される一連の文書の写しであり、申立人と隣地所有者との紛争のてん末、当該紛争についての申立人の見解及び建築主事に対する要望・苦情等が記載されている。

なお、原本は現存しておらず、本件申立文書は、後に実施機関が申立人から写しを取得し、現在に至るまで保有していたものである。

実施機関は、その全体が条例第 7 条第 2 項第 2 号に該当するものとして非開示としている。

(2) 本件申立文書の特定について

ア 開示請求書の記載から本件請求の対象行政文書は、「要望書を作成するにあたって本市が調査・検討した内容が記載された文書若しくは調査・検討の過程で本市が取得した文書」（以下「調査等文書」という。）であると解され、申立人は、

要望書に別添 1 ~ 3 の文書が添付されていること等から本件申立文書以外に調査等文書が存在するはずであると主張している。

イ 当審査会では、このような申立人の主張について検討するため、平成20年7月18日に実施機関の事情聴取を行った。その内容は次のとおり要約される。

(ア) 要望書及びその添付文書（別添 1 ~ 3）については、建築主事から引き継いでいなかった。もっとも、別添 2 の誓約書の写しについては、後に申立人から要望書の写しとともに受け取っており、現時点において保有している。ただし、当該誓約書は要望書の添付文書ではあっても、調査等文書には当たらないと判断している。

(イ) 調査等文書は、建築主事から引き継いだ文書の中には含まれていなかった。また、仮に建築主事が調査等文書を作成し、又は取得していたとしても、その保存期間は平成10年度当時の区役所建築課の文書分類表によれば3年（建築指導行政関係書類）ないし5年（各種調査関係書類）であり、当該文書はすでに廃棄されたものと考えられる。いずれにせよ、本件申立文書以外に本件請求の対象行政文書は保有していない。

ウ 当審査会では、以上の説明を踏まえ、次のように判断する。

実施機関の説明にあった要望書別添 2 の誓約書の写しを見分したところ、昭和41年に鶴見区馬場七丁目の特定地番の土地を所有していた者が当該土地における建築確認を申請するに当たって、敷地延長部分は変更又は廃止等はない旨を誓約した文書であると認められる。しかし、文面からは調査等文書であるとはいえず、これを本件請求の対象行政文書として特定しなかった実施機関の判断に誤りがあるとは認められない。

また、他の要望書添付文書が調査等文書であったか、あるいは、他にそのような文書を建築主事が作成し、又は取得していたかどうかは、現時点では不明であるといわざるを得ない。しかし、仮に調査等文書を作成し、又は取得していたとしても、文書の保存期間を過ぎているため、すでに廃棄済みであり、現時点において当該文書を保有していないという実施機関の説明に不合理な点は認められない。

以上から、本件申立文書以外に本件請求の対象行政文書は存在せず、文書の特定に誤りはないという実施機関の説明に不合理な点があるとはいえない。

(3) 結論

以上のとおり、実施機関が本件請求に対し、本件申立文書を特定し、非開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 青木孝、委員 早坂禧子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成20年5月21日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成20年5月28日 (第127回第二部会) 平成20年5月30日 (第59回第三部会) 平成20年6月12日 (第128回第一部会)	・諮問の報告
平成20年6月20日 (第60回第三部会)	・審議
平成20年6月23日	・異議申立人から意見書を受理
平成20年7月4日 (第61回第三部会)	・審議
平成20年7月18日 (第62回第三部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成20年8月1日 (第63回第三部会)	・審議
平成20年8月22日 (第64回第三部会)	・審議